

令和3年10月1日

神奈川県行政書士会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公印省略)

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請時に講習会の修了証を提出できない
事業者に対する許可事務の運用について (依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、県では、新型コロナウイルス感染症拡大等の理由により許可申請時に講習会の修了証を提出できない事業者に対しては、申込みをしたことが確認できる書類(以下「申込み確認書類」といいます。)又は誓約書の提出により、申請を受理してきたところです。

しかし、これまで講習会が順次開催されているにもかかわらず、誓約書を提出した後、県から再三の催促をしても講習会を受講しない事業者が散見されるようになりました。

このことを踏まえ、県では令和3年10月1日から当面の間の当該許可事務について、以下のとおり運用することとしました。

また、これに伴い誓約書の参考様式も変更しました。

つきましては、このことについて貴会員に周知していただくとともに、貴会におかれましても、事業者が速やかに講習会を受講できるよう、引き続き可能な限りの支援をしていただきますようお願い申し上げます。

【運用】

許可申請時に講習会の修了証を提出できない者に対し、原則として、申込み確認書類を提出させる。

許可申請時に申込み確認書類の提出ができない者に対しては、申込み確認書類を準備してから申請を行うように指導する。

ただし、①更新許可申請で、許可期限日までに申込み確認書類の提出が間に合いそうにない場合、②新規許可申請で、パソコンが使えない等の理由で、講習会の申込みができない事情がある場合は、例外として誓約書を提出させ、後日速やかに申込み確認書類を提出させる。

なお、いずれにおいても、講習会の修了証の提出があるまでは従前どおり当該許可処分は行わない。

問合せ先
許認可グループ 竹場
内線4164